

答申案審議に向けた論点整理

(東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書)

【委】：委員意見 【事】：事務局意見

1 地域特性及び事業特性

(1) 地域特性

- ① 事業実施区域の南側及び東北東側約100mの位置に農業用水の貯水池である大椎池及び小山堰があること。
- ② 事業実施区域周辺には千葉県の天然記念物に指定されている猿田神社の森及び龍福寺の森があり、また利根川に近く、茨城県に続く利根かもめ大橋があること。
- ③ 事業実施区域及びその周辺は、農地や山林であり、地下水涵養域であること。

(2) 事業特性

- ① 本事業は、銚子市、旭市及び匝瑳市の3市により、ごみ処理の効率性や技術的な安定性を考慮したごみ処理施設を建設する計画であること。
- ② 廃棄物熔融施設及びマテリアルリサイクル推進施設を設置する計画であるが、シャフト式ガス化熔融炉の具体的な処理方式が決まっていないこと。
- ③ ごみの処理に伴い発生する熱エネルギーを、発電等の余熱利用に活用する計画であること。

2 総括的事項

- ① 廃棄物熔融施設に係る処理方式の詳細を決定する際は、環境保全の観点からも検討し、環境負荷の低減を図ること。また、発電設備の採用に当たっては、可能な限り高効率の施設とすること。【委】【事】 ⇒答申1 (1)
【委員：低位発熱量で予測しているが、近年では低位発熱量でも高い発電効率を得られるものが増えている。】
- ② 今後、計画処理量及びごみ質の変化が見込まれる場合は、大気質、温室効果ガス等の予測結果の妥当性を検証し、必要に応じて環境保全措置を講ずること。
【事】 ⇒答申1 (2)
【事：他の一般廃棄物処理施設の準備書に関する論点整理を参照。事業の計画から着工まで期間が長く、適切な見直しにより事業を行うよう求めている。】

- ③ 本事業では、廃棄物運搬車両による沿道大気質の影響を低減するため、積替保管施設を設置するとしているが、環境負荷の低減効果を明らかにすること。

【事】 ⇒**指導**

【事：積替保管施設の設置により、環境負荷が低減するとしているが、準備書において、現時点では、位置などの具体的な記載が無いため。】

3 環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法及び結果

(1) 全般

生活排水の処理方法について、可能な限り環境負荷の低減に努めること。なお、炉内処理に計画変更をする場合は、廃棄物熔融施設の運転への影響を検証し、必要に応じて環境保全措置を講ずること。【委】【事】 ⇒**答申2(1)**

【事：事業者から「委員会での意見や地元住民への配慮の観点から、施設内で再利用し、場外へ排水しない計画に変更する」と説明があり、変更後の対応について記載】

(2) 大気質

- ① 対象事業実施区域の概況において、気象概況は銚子地方気象台の数値を、風配図では銚子唐子測定局の数値を用いているが、その理由を説明すること。【委】 ⇒**指導**

【委員：地域概況(気象の状況)で、表では銚子地方気象台を用い、風配図では唐子を用いている説明が必要。】

- ② 粉じんや浮遊粒子状物質について、現地状況調査の結果、数値が高い季節が示されたことについて、その原因に関する考察を行うこと。

【委】 ⇒**答申2(2)ア**

【委員：粉じんやSPMの調査結果において、他の測定結果と比較し、高い値が検出されている時期がある。計画施設の直接影響の予測値がいかにも小さくても、合計した高濃度に対する考察(実測が高濃度になった状況)や何らかの対策検討について記載が必要。】

- ③ 廃棄物運搬車両による沿道大気質の予測に用いたバックグラウンド濃度について、設定根拠を明らかにするとともに、その妥当性について説明すること。【委】 ⇒**答申2(2)イ**

【委員：準備書に、「予測地点に最寄りの現地調査地点」とあるが、予測地点は4点、現地調査は1点で、関係が不明。また後段で「供用時」対応の現地調査の記述があるが、そのデータを使用していると見える。

また、バックグラウンド濃度の「4季分の期間平均値」の意味がわかりにくいし、4季平均して年間で一つの値を用いたのであれば妥当性について記述すべき。】

- ④ 上層気温の現地調査結果について、時間帯別の平均を記載するなど、有効な解析を行うこと。【委】 ⇒**指導**
【委員：上昇気温を、夏季・冬季、昼・夜で平均した結果の意味は何か。上層気温の高度別平均気温ではなく、時間帯別の平均を記載した方が良い。】
- ⑤ 短期高濃度予測の有効煙突高の高さについて、設定根拠を明らかにすること。【委】 ⇒**指導**
【委員：逆転層の高さを調べているが、上層気温逆転時の拡散計算では逆転層の位置を有効煙突高としており、つながりが無い。】
- ⑥ 建設機械稼働による粉じん等の予測条件に関して、建設機械のユニット数等が記載されているが、設定根拠を明らかにすること。【事】 ⇒**指導**
【事：準備書では、ユニット数を設定した根拠について、記載されていないため。】
- ⑦ 複数の処理方式を想定していることから、短期高濃度予測において、排出量が最大となる方式を対象として予測評価を実施している。しかしながら、予測条件によっては、他方式の方が環境への影響が大きくなる可能性があることから、必要に応じて、予測、評価を実施し環境保全措置を検討すること。【委】【事】 ⇒**答申2(2)ウ**
【事：今後、処理方式を決定するとしていることから、複数の条件について検討を求める。】

(3) 水質

- ① 工事中の濁水処理について、年間最大降雨量等を考慮した上で、調整池の容量を適切に設定すること。【事】 ⇒**答申2(3)**
- ② 工事中の排水について、想定している水質及び水量、処理工程、放流水の確認方法を明らかにすること。【事】 ⇒**指導**
- ③ 台風、集中豪雨等が予想されるとき環境保全措置について、対策をとる基準及び実施内容を明らかにすること。【事】 ⇒**指導**
【事：準備書では、施工時の対策や集中降雨時に措置を講ずる旨は記載されているが、調整池の容積や対応マニュアルなど、対応基準等に関する記述が無い。】

(4) 騒音及び超低周波音

- ① 施設の稼働による騒音について、予測に用いた吸音材の防音性能を明らかにすること。【事】 ⇒**指導**
- ② 施設の稼働に伴う騒音について、点音源として捉えた理由を明らかにすること。また、必要に応じ、面音源として計算するとともに、環境保全措置の効果を検証すること。【事】 ⇒**指導**

- ③ 施設の稼働による超低周波音の予測評価について、整合を図るべき基準として用いた「低周波音問題対応の手引書」における参照値については、本手引書に係る環境省の考え方を明記した上で使用すること。【事】 ⇒**指導**

(5) 植物

工事の実施に伴う環境保全措置について、植栽を行う場合には、周辺に自生する在来種、あるいはこの地域の潜在自然植生に即した樹種を用いること。【委】

⇒**答申2 (4)**

【委員：現在の環境保全措置の記載は、外来種使用もありうる、と読めるため、「周辺に自生する在来種、あるいはこの地域の潜在自然植生に即した樹種を用いるものとする。」とすること。】

(6) 景観

周辺地域の景観特性との調和を図るとともに、眺望景観の変化を低減するため、緑地を極力増やすなど、一層の環境配慮をすること。【委】 ⇒**答申2 (5)**

【委員：樹林によって計画施設が覆われており、景観が守られていると感じるが、これら樹林は私有地にあるため、将来造成される可能性もある。そのため、特に入口付近は、敷地内での樹林等の配慮をすること。】

(7) 廃棄物

飛灰について、現在、別途計画中の最終処分場で処分するとしているが、処分場の運用が本事業による廃棄物搬出に間に合わない場合は、適切な処分計画を検討すること。【委】 ⇒**指導**

【委員：溶融飛灰処理物は、適正な取扱が必要。計画中の最終処分場に搬出されるとなっているが、時期がずれる可能性（最終処分場供用時期が、施設稼働より後の場合）と、その場合の処分方法、処分場所を想定する必要がある。】

4 その他

- ① 準備書に記載されている調査地点の呼称について、統一を図ること。【委】 ⇒**指導**

【委員：「対象事業実施区域」を調査地点の意味でも用いているため、非常に混乱する。7-63 ページ以降表をもっと整理統合して数を減らすこと。】

- ② 準備書に記載されている図表について、引用による図表の省略等を行い、評価書において図書の簡素化を図ること。【委】 ⇒**指導**

【委員：1番と同じく、図表の簡素化のため、掲載所の引用等を行うこと。】